

全員協議会の結果

令和8年4月21日に開催された全員協議会での協議結果は、下記のとおりでした。

記

件 名	結 果
1 森山前副市長の退職手当の支払い差し止めの取り消しについて	別紙のとおり

- ◇ 開 催 日 令和8年4月21日（火）
- ◇ 場 所 第1・第2委員会室
- ◇ 出席議員 19名（別紙参照）
- ◇ 欠席議員 0名
- ◇ 当局出席者 別紙参照
- ◇ 事務局出席者 別紙参照
- ◇ 時間記録
開 会 午前10時43分 休 憩 午前11時17分 (34分)
再 開 午前11時17分 休 憩 午前11時31分 (14分)
再 開 午前11時33分 閉 会 午前11時43分 (10分)
- ◇ 会議時間 58分

出席議員（19名）

3番	飯島英規	4番	歌代公司
5番	渡辺恒	6番	関口直久
7番	小島強	8番	園田基博
9番	北川久人	10番	久保田裕一
11番	近藤芽衣	12番	工藤英人
13番	丹羽孝志	14番	山之内肇
15番	人見武男	16番	辻正男
18番	岡部純朗	19番	福島賢一
20番	佐藤光好	21番	河原井始
22番	周藤雅彦		

欠席議員（0名）

説明のために出席した者

総務部長	向田博行	人材育成課長	雨澤浩史
総務部付課長補佐	矢崎正毅	人事給与担当係長	浅香昌弘

議会事務局職員出席者

事務局長	金子輔	議事課長	今泉準子
議事担当係長	清水和則	主査	深澤翼
主任	佐藤絢香		

以上

全員協議会の概要【令和8年4月21日（火）】

協議会開会（10：43）

◆議長（人見武男）

ただ今から、全員協議会を開会いたします。これより、協議事項に入ります。

森山前副市長の退職手当の支払い差し止めの取り消しについて、当局から報告をお願いいたします。

① 森山前副市長の退職手当の支払い差し止めの取り消しについて

【人材育成課】資料あり

◇人材育成課長（雨澤浩史）

※資料に基づき説明

質疑

◆議員（岡部純朗）

説明ありがとうございます。今現在、もう日数も経っていますが、森山前副市長と、このことに関して連絡を取っていますかいませんか。それだけ伺います。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

前副市長とは、必要な場合に連絡が取れる状況になっておりますので、それで連絡は取らせていただいております。

◆議員（岡部純朗）

それに対する回答ということは本人から今のところないですね。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい。今、本人からの回答ということでしたが、ちょっとその具体的な部分についてお答えしたいと思います。

◆議長（人見武男）

岡部議員、回答というところでどの部分についての回答かっていうところだと思うので、説明をお願いいたします。

◆議員（岡部純朗）

提出した文書の内容ですね。そうすると、このことに対しての、結局本人からの意思表示があったかないか、そういう意味です。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

申し訳ありませんでした。はい、この文書を送りまして、具体的にこの文書の中身個々について、何か回答というものはないという状況です。

◆議員（関口直久）

今当局の方で、読み上げていただいた3月30日の件ですけれども。去年の7月4日付けで退職をしたと。2期目の退職手当については差し止めておりましたということはあるのですけれども、本人からの申し出もあると。最後の方の後段に、また1期目の任期の退職手当につきましては、その取り扱いを諮問するため現在退職手当審査会立ち上げに向け人選を進めているという、こういう記述があります。

ここで伺いたいのは、1期目の退職手当について本人はどのように、今森山前副市長と連絡が取れているということなのですけれども、一件目の退職手当については本人からは辞退をすると、こういう申し入れがあるのか全くないのか、状況はどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい。こちらからは、そういった制度的な部分の説明の方をさせていただいているところなのですけれども、それに対して何かということは、今のところ聞いていない状況でございます。

◆議員（関口直久）

状況を聞いていないというのは、この文書を送っても1期目の退職手当については何とも言ってこないと、必要だとも必要でないとも。こういう理解でいいでしょうか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、1期目の退職手当については既に支給済みであり、この後、退職手当審査会を開催するということですのでけれども、それについて何かコメントなどは受けてないということになります。

◆議長（関口直久）

いや、コメントを受けてないというのは、当局の方で、1期目の退職手当についてどうしますかという問い合わせはしたことありますか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

こちらからは今後の流れといいますか、制度的な仕組みですね、そういった説明の方はさせていただいているという状況でございます。

◆議員（関口直久）

こちらからは言うのだけど、要は、1期目の退職手当については、本人に対してどういうふうに話をしているのか。本人が必要だと言っているのか、いやそんなことないよと言っているのか。要するに1期目の退職手当を返納しますよとか、そういう具体的な話のやり取りっていうのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、ちょっと繰り返しになり申し訳ないのですが、基本的にはこちらから1期目の任期について、拘禁刑以上になったということで、こうしますと制度上、あの辺の規定がかかってくると、そういった中で今後退職手当審査会に諮問してその辺を審議していきます、というような内容の説明をさせていただいているというような状況になりますので、ご理解いただければというふうに思います。

◆議員（関口直久）

要は、1件目の退職金については審査会にかけますということは話をしてあるけれども、本人からは1期目の退職手当は返納するとも返納しないとも返事はないと、こういう理解でよろしいですか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、そこについて特にコメントは今のところいただいていない状況です。

◆議員（北川久人）

すいません、この退職手当審査会、これのスケジュール感みたいなのがわかればちょっとお示しいただければと思います。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい。今現在、各団体さんと事務局とで委員さんの専任推薦等について調整をさせていただいております。まずはその委員さんが出揃ったところで、なるべく早期に審査会を立ち上げていきたいというふうに思っていますが、私どもも初めてやる審査会で、全国いろいろ調べさせてもらったところ、大体3回程度でやっているところがいくつか見られました。そういったことでは立ち上げ後3回程度の開催というのは考えていますけれども、ただ中身によって、それがどうなるか、伸びるのか短くなるのか、その辺含めて今後よく調整しながらやっていきたいというふうに思っております。

◆議員（北川久人）

はい、ありがとうございます。目安でいいのですが、どのぐらいの時期からスタートしたいと思っているのか。ここからスタートしますじゃなくてもいいけど、例えば6月頭ぐらいからスタートしたいとかそういったニュアンスでいいのですが、ご答弁いただければと思います。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい。まず各団体さんからいつ委員さんを推薦いただけるかというところはあるんですけども、早ければ5月中にというような考えもあるんですけども、これについては相手様もあることですし、また今回初めてのケースで準備もいろいろとかなりボリュームもあるかなというところもありますので、少しずれ込んでいく可能性もあるかなというふうに思っていますけれども、ただ、なるべく早期にはしなければいけないというふうには考えているところです。

◆議員（福島賢一）

2項目お聞きします。まず1項目め、この審査会をいつから開催するのか。

その時期の設定について。それと2項目め、先ほど関口議員からも出ましたけども、本人の1期目の退職の取り扱いについて、質疑がありました。

その審査会の中でもこの議論っていうのは当然出てくると思うのですね。ですから、やっぱり当局として、やはり本人との退職金の手取り扱いについて、どう取り組んでいくのか、やはりその接点を持って、本人とも調整する必要があるのではないかと私は思いますよ。ですから、その2項目めの点で、今後、本人と、1期目の退職手当について協議をする意思があるのかどうかお聞きします。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい。審査会につきましては先ほども少し申し上げたのですが、まず各団体さんからの委員さんの推薦等々、これから受けていきますので、それによるところもあるのですけれども、5月中あるいはそれが少しずれるかもしれませんが、ということはおきながら、なるべく早期に開催ができるように準備していきたいというふうに考えているところです。2点目ですけども、1期目の退職手当の関係なのですが、当然これについては今後審査会を開催していくにあたっては、ご本人とも様々調整する部分出てきますので、こちら事務局としても、本人といろいろと協議といいますか接触といいますか、それはしていくというふうには考えております。

◆議員（福島賢一）

まあね、第18条2項でもうたっていますよね。退職手当の支給、制限の処分については、諮問しなければならないというふうに条例条文でうたっていますよね。そうなったときに、やはり、その審査会で議論する際に、当局として本人の意思というものも確認しておく必要はあると思うのですよ。

そのことによって、その審査委員会の流れっていうのはかなり変わってくるのですね。ですから、これは私の要望にとどめますけども、やっておくべきだと思います。それと、この例えば、審査会の方で、仮にですよ、結論として全額返納すべきだと。いう答えが出たときは、当局はどういうふうに対応していくのかお聞きします。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、審査会にまず諮問してその答申を受けますので、答申というのは基本的には尊重していくものだというふうに考えております。

◆議員（河原井始）

資料の真ん中辺なのですけども、判決内容から 2 期目の任期の期間内において退職手当を差し止める理由となるような事実は確認できなかったとありますけども、この 2 期目の任期っていうのは令和 5 年 4 月 1 日からということで、期限を切っちゃっているのですか。

あともう一つ、資料の下の方に 1 期目の任期の退職手当につきましては、とありますけども、これは令和 2 年度の副市長就任から始まるっていうことで、令和 2・3・4・5 年の 3 月 31 日までという期間でよろしいですかね。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

まず 2 期目の話ですけども、令和 5 年 9 月 10 日から 2 期目ということになっておりますので、そこから令和 7 年 7 月 4 日までが任期となっております。1 期目については、令和元年 9 月 10 日から令和 5 年の 9 月 9 日までの 4 年間となっております。

◆議長（人見武男）

もう一度、答弁をお願いします。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

すいません。1 期目が令和元年 9 月 10 日から令和 5 年 9 月 9 日までとなります。そして 2 期目が令和 5 年 9 月 10 日から令和 7 年 7 月 4 日ということになります。

◆議員（河原井始）

そうしますと、ほとんど庁舎問題に関わるこの請負契約の問題というのは 1 期にほとんどが集中しているということですけども、その中の請負契約する前の段階で例えば第 1 回の令和 2 年 12 月 15 日に契約しているプロポーザルがありますけども、その前の勉強会とかそういうものも含まれているということで理解してよろしいですか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、今回退職手当審査会にかけるというところにつきましては、今回の裁判を経て拘禁刑ということで判決を受けたというその事実をもって、退職手当審査会にかけていくということになります。ですので、裁判の結論を受けてのものとなります。

◆議員（河原井始）

そうしますと、庁舎問題に関わる請負契約はほとんど 1 期目に占めているということで理解してよろしいですよ。ちょっとそこだけ確認をお願いします。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、そうですね。裁判の結果、あくまで1期目のことに関して有罪が出たということですので、そのようなことかと思えます。

◆議員（河原井始）

そうすると、やっぱり庁舎建設のスタート時からこれが始まっているということで、そういう事実を確認すると非常にがっかりするとか残念なことなのですけども、これを事実として留めて、再発防止に役立てていかなければならないと思いますので、これは非常に重いというふうに考えていますので、これは絶対記録に残して、後世に引き継いでいく必要があるのではないかと考えていますけど、その辺の感覚はどうでしょう。

◇総務部長（向田博行）

はい、確かに議員さんおっしゃるように今回の事件は前代未聞の話ということで、第三者委員会の議事録も、公表する中でどこまで明らかになるはこれからですけども、再発防止に向けたその一連の流れを、しっかりと記録して残していきたいというふうに考えております。

◆議員（河原井始）

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。こちらも頑張ります。

◆議員（久保田裕一）

今回の退職手当の返納に関する根拠の条例の部分について確認をさせていただければと思います。条例の準用している桐生市職員退職手当支給条例ということで資料を配っていただいております。この15条の中に退職手当の返納という項目の次の項目に該当するものということで、括弧1ということでアンダーラインを引いていただいております。当該退職をした者が、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑に処されたときと書かれております。今回、1枚目の資料の方では、2期目の任期においては該当しないということでご説明ありましたが、このアンダーライン引いていただいているものに関して1期目については、この要件に該当しているということでも、そういう認識でアンダーラインを引いていただいているということでもよろしいでしょうか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、おっしゃるとおりです。

◆議員（久保田裕一）

その上で、根拠となるこの条文なのですけど、第15条を確認させていただきますと、退職した者に対してということで、当該退職をした者の生計の状況を勘案して当該

一般の退職手当等の額の全額または一部の返納を命ずる処分を行うことができるとされておりますが、この生計の状況を勘案してという文章は一般論としてどのように解釈をしたらよろしいでしょうか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、この返納規定については、退職手当を支払うのを止めるのではなく、もう既に支払っていますと、そうすると一旦は個人に渡っているものです。そうすると一旦払ったものを返してもらおうということになりますので、その生計の状況等をしっかり勘案した上で判断するというようなことで、この文言が入っているというふうに考えております。

◆議員（久保田裕一）

はい、承知いたしました。不支給ではなく返納だからそういう文言が入っているということで理解させていただきました。いずれにいたしましても、括弧 1 の該当する部分に 1 期目は該当しているという認識。そこは確認させていただきましたので、当然しかるべき対応が必要かなというふうに思います。

◆議員（渡辺恒）

では 2 点ほどお伺いさせていただきます。総務委員会の場でもお伺いしましたけれども、今、市にある裁判資料が主文のみになっている。報告で受けたのは主文しかないというわけですね。それ以外の資料について閲覧を行っていくといった説明があったと思うのですが、それについては現在どのようになっているか。

また、4 月 9 日の総務委員会で配付された資料を見ますと、その段階では相沢県議の初公判が行われていなかったということですが、昨日行われました。今回の判決につきましては、設計業務の委託に係る部分が、主題となるのが、さっきの判決になるかなど。森山前副市長に関する判決についてはプロポーザルの設計業務のそこだと思っんですけど、実際の建設業務に至るところまで類が及ぶ場合ということも一つ可能性としてあるかなというふうに思うのですね。

今後の相沢県議の供述など、あるいは検察側の証拠資料文書などによって改めて出てくる可能性も否定できないというふうに思います。そういったところを含めるとどのように勘案されるのかをお伺いします。

◇総務部長（向田博行）

まず 1 点目の閲覧の関係については埼玉の警察庁の方に随時問い合わせをしておりますけれども、まだ閲覧できる準備が整わないということで、そちらの方はまだ進んでいないという状況でございます。

2 点目の工事の方の令和 4 年の方の事件にもという話ですけども、これについては事件の概要閲覧これからの裁判の状況、そういったことを注視していきたいというふうに考えております。

◆議員（渡辺恒）

今回のことについては、裁判で事実関係が明らかになっているのはあくまで設計業務のところになるわけですよ。それ以降の建設に係る入札の部分というところについてはまだはっきりしてない状況なわけですよ。そういった状況において、退職手当審査会ではそのあたりをどのように扱う予定になるのかお伺いします。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

まず1期目については裁判での判決が確定して拘禁刑以上ということになったということですので、その判決や先ほど申し上げた生計状況等を踏まえて審査が進められていくというふうに考えております。

◆議員（渡辺恒）

そうすると、審査会が3回4回なりの回を重ねている間に新たな事実関係が明らかになったとしても、そこについては一旦保留し、今回の裁判結果に基づくことのみで審査を行っていくということでもいいですか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

例えば審査会を進めていく中で、その1期目の任期の間について何か新たな展開があれば、当然そのことは委員さん方にご報告する中で、審議を進めていただく形になるかというふうに思っております。

◆議員（渡辺恒）

最後にお伺いさせていただきますけど、生計状況を勘案してというところについては、例えばになりますけれども、滞納処分におきましては差し押さえの限度額等も決められています。そういった部分を参照するのか、それとも相手方と協議の上でというような話なのか、そこら辺の指標とかについては何かお持ちですか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

詳細はこれから詰めていきますけれども、当然収入や資産の状況そういったものを勘案していく、基本的にはそういった考えになるかなというふうに思っております。

◆議員（関口直久）

初歩的なこととお伺いしたいのですが、1期目の退職金はいつ支払われたのか、金額はいくらだったのか。教えていただけますか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

1期目の退職手当ということですが、支給日について今ちょっと手元の資料で具体的に何日というのはないのですが、退職手当につきましては、退職から1ヶ月以内に支払うということになっており、1期目は令和5年9月9日で任期終了しておりますの

で、その1ヶ月以内に支給したという状況です。金額につきましては、いわゆる総支給額で言いますと1,299万9,700円、ここから税金等を引いたものが本人に支給されております。ちょっと日付の資料が手元になくて申し訳ありません。

◆議員（関口直久）

1期目の退職金はいつかという点では今手元にないということなので、これは後から教えていただけますか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、後ほどご報告させていただきます。

◆議員（周藤雅彦）

ご苦労様です。我々議員にも多くの市民の方から、この副市長の退職金についての話が来ていて、今日のこの全員協議会が開かれたと思うのですが、当局に対してはこの退職金の問題に対して市民の方から意見が寄せられておるのか、おらないのかお聞きします。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、人材育成課の方に直接何かということは今のとことない状況です。

◆議員（周藤雅彦）

そうですか。当然市民の方は悪いことした奴には金払うんじゃないってというのが市民の方の思いだと思うのですが、その辺当局はどのように考えておるのか。

◇人材育成課長（雨澤浩史）

はい、我々は当然報道等も目にさせていただいております。そういったことをしっかり受け止める必要があると考えております。

◆議長（人見武男）

他によろしいですか。質疑も出尽くしたようですから、以上で質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

当局の皆様はここで退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

休憩（11：17）

再開（11：17）

◆議長（人見武男）

再開いたします。

これまでの質疑答弁を踏まえ、議会としてどのように対応していくかについて、協議したいと思います。4月13日開催の各派代表者会議の中では、議会として当局に対し何か提出したいというご意見がありました。このことを踏まえ、皆さんにご意見を伺いたいと思います。

◆議員（関口直久）

どのように対応するかという点では、やっぱり今日の新聞の全国紙でも桐生市収賄入札妨害事件ということで、桐生市新庁舎を巡る収賄という点で、非常に大きな問題になっていると思います。そういう点では当然市民の関心も高い。

今までのやり取りでもいろいろありまして、市民の関心が高くて、議会は何やっているのだというふうに私なんかも言われます。実際に、ですから議会としてきちんと対応しなければならないというふうに思っています。これまでにないことが起こったからこそ、要はきちんと議会として、のちのち文書で残る、こういうふうにしなければならないのだらうと思います。

市議会で本会議を開けば会議録あるし、委員会を開けば委員会の会議録もあるということだけど、基本は本会議だと思えます。本会議において、この事案に対してどういうふうに桐生市議会が対応したのかというのがのちのちきちんとわかるような対応をしておく必要が私はあるのだらうというふうに思えます。

どういうふうな方法で出すかという点では、皆さんと協議をして進めていくことになるかと思えますけども、ただ一遍のペーパーでこういうことだということでは済まされないというふうに思えます。そういう点からすれば、きちんと議会の会議録に残るような対応をするということが、今の桐生市議会、私達にかけられている責務だと思っております。そういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

◆議員（岡部純朗）

たまたま先ほどの各派代表者会議は、ここでお開きですということで私は退席して聞いていなかったのですが、何かそこでいろんな議論があったらいいのですけれども。要は、議会がどういうふうな発信をするかは別にして、やはり審査会を立ち上げる前に議会としての態度をはっきり示すべきだと私は思っています。ですから、とりあえずいろいろな策を練る前に、議会としての態度をどうしましょうかと。ここではっきり決めてもらって、それを文書化するなり、提出してから、あるいは本会議というのも間に合うと思うのですよ。審査会を立ち上げてから出したのでは遅いわけですよね。ですからやっぱり、私は単刀直入に、ここで皆さんの意見を聴取して、文書化して提出いただきたいと思えます。

◆議員（周藤雅彦）

多分、今岡部議員が言ったことは、今ここでまさに決めていることだと私は思ってお

りますし、最初に関口議員が話したように、議会として何をすべきかどのようなものを議会に残しておかなくちゃいけないかっていうのはうちの会派もそう思っております。本会議で行うのか、臨時議会で行うのかわかりませんが、きちんとした議会の態度を議事録なりに残しておくのがうちは筋だと思っております。

◆議員（辻正男）

うちの会派といたしましては、やはり 1 期目の行動が罪に問われておるというふうに先ほどの説明でも感じております。ですから、言葉をはっきり言いますと、1 期目の退職金の返納を求めるということを、この場で決めていただけたらというふうに考えております。そして、審査会の前に、議会として当局に出す文書ですけれども、提言書・要望書いろいろあると思いますけど、その辺は皆さんにお考えいただきながら、とにかくスピーディーに当局に文書を提出したい。そのように考えております。

◆議員（福島賢一）

先ほどいろいろ意見がありました。本会議に載せて、のちのちに残すということも一考あるかもしれませんが、今日このように全員協議会を開いているわけですから、当然これ、議事録に残るわけですから、この今日の差し止め取り消しについての議題ですから、議会として、例えば、先ほど出ました退職金の金額についても 1,299 万 9,700 円。この取り扱いを議会としてどうしたらいいのかと。どういうふうに提言していったらいいのか。先ほども、6 名の方からも発言が出ていますよね。それを意見集約して、当局の方に早く意思表示をしていく。その審査会が開かれる前に提言すべきだと思いますよ。そのために今日、全員協議会を開催しているわけですから、その辺をご理解していただきたいと思います。

◆議員（園田基博）

やはりスピーディーにやっていくのは必要なのかなと思いますが、ただ、この差し止めなんか皆さんご意見が違ふと思うのですよね。退職金全部返せっていう人もいれば、生活に支障のない範囲で返せ、それをどういうふうに決めるのだからっていうようなこともあるので、どのような形でどこまで議会全体として意思表示をするのかっていうのをまず話し合っていないと。全員協議会で出すのか本会議で出すのかということよりも、まずその全体的な方向性とか、どこまでやっていくのかっていうのをこの場で話し合っていないと。何をどこまでやるのかですね、その議論が長引けば、本会議も先になってしまいますので、まずはこの場でそれをみんなで協議していただけたらいいのかなとは思っています。

◆議員（辻正男）

今のご意見ですけれども、返納の金額につきまして、審査会なりでもこれは判断できるのかなというふうに考えております。今スピーディーにということですので、求めるものは返納を求めるかだと思っております。それにつきましては審査会等で、また後からで

もそういった金額っていうものについてはついてくるのかなと思っております。せっきくこの場を設けたものですから、返納を求めるか求めないか、その辺をご協議することについて、ご協力お願いいたしたいと思ひます。

◆議長（人見武男）

すいません、ちよつと整理させていただきます。今、皆様方のご意見を聞かせていただひている中で、文書として、当局の方に提出するっていうところに関して、まずこの点に関して、ご異論のある方いらっしゃいますか。そこはよろしいですか。

（異議なし）

であれば、その文書に関して、どのような形のところを載せなければいけないかというところの協議をさせていただきたいと思ひます。今ご意見をいただひている中で、1期目の退職金の返納っていうところが議題の中心になっているというふうに理解をさせてもらっています。その中でどのようなところを載せるかというところの協議を行いたいと思ひます。

◆議員（飯島英規）

我々議会は市民代表ですから市民のいろいろな様々なご意見を拝聴する中で、どのような空気があるのかというのは十分わかっていると思ひます。市民代表としての視点で議会が当局に対して意思を表示するのであれば、全額返納以外のものがあるというふうには到底思えない、と考えております。

◆議員（周藤雅彦）

我が会派も先ほど飯島議員が述べたように全額返納。多分一般職員が悪いことをすると退職金を一銭も払わずに、もし間違つて払つたとしても返納させられると思うので、全額返納をと、うちの会派は思ひます。

◆議員（関口直久）

どのような金額を返納するかというところなのだけど、これだけ大問題になっているところで、うちの会派とすればもう全額返納だと。それ以外にないというふうには思ひます。

◆議員（辻正男）

私達の会派としても全額返納を求めたい。お願いいたします。

◆議長（人見武男）

今、皆様方のご意見を伺ひました。この全額返納ということに関して、ご異論のある方いらっしゃいますか。はい。今まで決まつたところは文書にして当局に提出したいと思ひます。暫時休憩いたします。

休憩（11：31）

再開（11：33）

◆議長（人見武男）

再開いたします。今皆様方のご意見を聞いた中で全額返納ということは全議員の方々には賛同していただけるということでございます。その他に、この部分は当局の方にも伝えたいというようなところがあれば、ぜひご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◆議員（北川久人）

なかなか、今そういうふうと言われてもぱっと出てくるのも難しいでしょうから、先ほど福島議員から休憩中にお話あったとおり、一度、正副議長の方でたたき作ってもらって、それを見ながら皆さんで何か。全協になるのか各派になるのかどういう形かわからないですけれども、何かたたき台のようなものがあつた方がわかりやすいのかなというふうに思いました。

◆議員（辻正男）

今の北川議員の意見に賛成いたします。そのようにたたき台なり文書を作って提示していただけたらと思います。

◆議長（人見武男）

今、皆様方からご意見をいただきました。たたき台を作成させていただいて、皆様の方にそれを提示させていただき、それをもとにまたご意見を集約させてもらうというようなことでよろしいですか。

（全員了承）

それではそのようにさせていただきます。

それでなんですけれども、その文書をまず作成させていただいて皆様方に事前に配付をさせていただきたいというふうに思います。

その後なんですけれども、取り扱いって言い方は変なんですけれども、それをどこで取り扱うかというところでご意見、皆様ございますか。

◆議員（辻正男）

たたき台については、各派での代表者でその内容を審査するという形でよろしいのではないかというふうに思います。何よりもスピーディーさっていうか、早くしていただきたいということで、たたき台自体も早めに出していただきまして、早く提出できるようなことを考えていただけたらというふうに思います。

◆議員（周藤雅彦）

各派で最終的にやるのが妥当だと思うのだけど、今日も全員協議会を開いているので全員の議員さんにそれを見てもらって、各派で取りまとめていただいて、各代表者会議で集約した方がいいかなと思います。

◆議長（人見武男）

今お二方からご意見いただきました。その中で、各派もしくはもういっぺん全員協議会を開いて、そこで全員でもう一度協議をその文書に関してするというところがございます。これに関しまして皆様、他にご意見ございますか。

◆議員（関口直久）

文書を作って全員の議員さんに見てもらおうというところは、私はいいと思います。しかしそれをどういう出し方をするかというところはまた別の問題になってくるのだろうと思う。文書を作りました、各自これを前に見ましたというところがあって、これをどういう形で当局に上げるのかというところが私は重要なところだと思う。

やっぱり私最初も言ったけども、議会として後々こういう問題があったっていうのをきちんと整理しておくということが必要だと思います。文書を作り出したらお終いとなったのでは、ちょっと問題が残るのではないかなというふうに思うのです。

これだけ大問題になっているものを議会としてきちんと会議録に残すと、本会議の会議録等で残すということは必要だと思うのですけども。文書を作るっていうところまで私はいいと思うのだけど、その先はまだ話し合っていないので、そのところはまた別に協議をした方がいいだろうというふうに思うのですけど。

◆議員（周藤雅彦）

私も関口議員の言うとおりでと思います。今私が述べたのは、その文書をどうするかという話なので、その次の話はまだ受けてないと思っています。

◆議長（人見武男）

はい。今の段階では文書を作ると、そこでその文書をどこで精査するかっていうところの話でございます。これに関して、各派というご意見と、それから全員協議会でご意見の二つが今、出てきました。

それに関しまして皆さんどう思われるでしょうか。どちらがいいでしょうか。

◆議員（園田基博）

一度案文を作っていて、それを全員協議会で皆さんに見ていただいて、それをまた持ち帰っていただいて、そこでまとまればいいですけど。その後は各派。今後どういうところを出していくのかも含めて協議をしていただけるのがスムーズかなとは思いますがいかがでしょうか。

◆議員（辻正男）

先ほど各派でと私述べたのは、議長がその後文書を作り全員にお配りすると言っていましたよね。ですから、それを前提にして、全員にお配りして、それでわざわざまた全協開くために、日程調整する必要もないのかなというふうに考えたものですから、各派でというふうに言いました、前提としては皆さん文書に目を通していているということで、それを前提にして述べさせていただきました。

◆議員（渡辺恒）

やはり全協で取りまとめた意見は全協で最終的な決を採るのが筋だというふうに思います。同時に、できた文案については先に全議員にお示ししていただいて、その全協の場において最終的な議決を採り、こういった形で当局に提出するかといったところまで協議するというところがよろしいかなと思います。

◆議員（河原井始）

私もそのとおりだと思います。やっぱり全協でやったやつは全協に1回戻すべき。先ほどから皆さん言っていますけど本当に重大な問題なので、丁寧な対応をやることを切に望みます。

◆議員（岡部純朗）

今私が思うに、とりあえず、早めに提出ということをもとに置かなくちゃならないのです。当局の答弁で5月中までに審査会を開くということを行っていますので、その前に出さないと、やっぱり議会としての動きがはっきり見えなくなっちゃうのですね。ですから、できるだけ早急ということ、うちの方の会長が言ったのだと思うのですけれども、それは全協であろうが構わないですけれども、審査会の開催が5月中めどということになったら早くしてもらわないと困るということだけです。

◆議長（人見武男）

今の皆様方のご意見を聞かせていただきました中で、まず文書の作成が一番、そしてそれを皆様方に見てもらおうと。そして全協を開いて、その文書に関して議論させてもらい、できればその出し方というところまで決められればいいのかというふうに思います。そういう流れで、日程調整の方をさせていただいてよろしいですか。

（全員了承）

それではそのようにさせていただきます。

◆議長（人見武男）

以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。

協議会閉会（11：43）